

<地震保険金をお支払いする場合>

地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損となった場合に支払われます。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度(全損、大半損、小半損、一部損)に応じて、地震保険の保険金額の一定割合が支払われます(下記ご参照)。

	損害の程度		お支払いする 保険金
	建物	家財	
全損	(軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が) 建物の時価額の50%以上	家財の損害額が、家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% ※時価額が限度
	(消失・流失した部分の床面積が) 建物の延床面積の70%以上		
大半損	(軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が) 建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が、家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% ※時価額の60%が限度
	(消失・流失した部分の床面積が) 建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	(軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が) 建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が、家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% ※時価額の30%が限度
	(消失・流失した部分の床面積が) 建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	(軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が) 建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が、家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% ※時価額の5%が限度
	(全損・大半損・小半損に至らない建物が) 床上浸水または地盤面から45cmを超える浸 水		

<地震保険金が支払されない主な場合>

- ・損害の程度が一部損に至らない損害
- ・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた 損害
- ・門・堀・垣のみに生じた損害 等

★地震保険の保険期間は1年～最長5年です。

★地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険とセットでの契約となります。

★地震保険の保険金額は火災保険で決めた保険金額の30%～50%の範囲内で決めていただきます。

ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して、建物5000万円、家財1000万円が限度となります。

★火災保険の保険期間の途中からでも地震保険にご加入いただけます。